

供託手続について

日本銀行代理店の集約・廃止のお知らせ

名古屋法務局津島支局において取り扱う供託物の納付先が(取扱店)が、次のとおり変更となります。

現行の取扱店：**日本銀行津島代理店**

(三菱UFJ銀行津島支店：津島市藤浪町一丁目17-2)

代理店変更日：**平成30年11月1日(木)**

新たな取扱店：**日本銀行桜通代理店**

三菱UFJ銀行名古屋営業部
名古屋市中区錦二丁目20番15号
営業時間：9時から15時まで

※ 現行代理店の変更日以降の供託物の納付は、日本銀行桜通代理店での手続となりますので、ご注意ください。

- ✓ 金銭の供託については、供託所(法務局)及び日本銀行(取扱店)に行かずに、「オンラインによる申請」をすることができます。
- ✓ 日本銀行(取扱店)に行かずに「電子納付」で供託金を納付することもできます。

ご不明な点は、お問い合わせください。

名古屋法務局供託課

電話：052-952-8074

名古屋法務局津島支局

電話：0567-26-2423